

Ⅷ おわりに

当考える会は、平成22年3月から中央児童相談所と療育福祉センターの視察、先進施設の調査、審議の実施など2年8か月の期間をかけて、利用者のニーズに合った両機関の機能及び支援のより良いあり方について、幅広く検討を行ってきました。また、医療部門専門委員会を設置し、療育福祉センターの医療部門の機能のあり方について専門的に検討を深めたほか、分科会を設置し障害相談部門の統合後の両機関のそれぞれのあり方や両機関のより良い連携等についてより具体的に検討を行いました。

それぞれの委員が、それぞれの立場で、障害のある子どもやその家族、関係する方々にとって、両機関のあって欲しい姿とは何かを、真摯に考え、意見を交わし、検討を重ねてきました。そして、両機関が、専門機関として、県民の皆様のニーズに迅速に対応し、それぞれの機能をうまく連携させ、より総合的・専門的に対応できる、よりよい施設へという思いを込めてこの報告書を取りまとめました。

この報告書の内容を実現していただくことによって、現在、高知県で進めている「高知型福祉」の実現にも、幾分か寄与できるのではないかと考えます。

今後、県において、この報告書を基に一層の検討を進められ、両機関の施設整備の最終判断や、両機関の目指す方向に沿った機能の整理統合と充実、より良い連携の模索へ反映させ、両機関が子どもたちや家族、子どもたちを支える関係機関、障害のある人等にとって、身近で無くてはならない機関となることを期待します。

一日も早く、質が高く、県民の支えとなり、県民から頼りにされる優れた総合福祉施設が誕生することが待たれます。

平成24年12月

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会

会 長	曾 我 高 次	
副会長	杳 野 一 誠	
副会長	寺 田 信 一	
委 員	赤 井 兼 太	
委 員	泉 本 雄 司	
委 員	上 田 真 弓	
委 員	小 倉 英 郎	
委 員	加 藤 秋 美	
委 員	門 吉 直 人	
委 員	川 崎 育 郎	
委 員	小 松 成 江	
委 員	田 村 孝 子	
委 員	徳 弘 朋 子	
委 員	中 屋 久 長	
委 員	南	守

資料編

◇ 検討経過

○県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会

	開催日	概 要
第1回	平成22年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・より良いあり方の検討について ・県立療育福祉センターについて ・中央児童相談所について ・論点整理
	4月28日	中央児童相談所及び療育福祉センター現地見学
第2回	6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談部門のあり方」の論点整理について
第3回	7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成について ・「相談部門のあり方」の論点整理について
第4回	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児部門の相談支援機能について
第5回	11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた支援体制について ・これまでの議論について
	11月25日	視察調査（神奈川県立総合療育相談センター・神奈川県中央児童相談所）
第6回	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談部門のあり方について
第7回	平成23年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談部門のあり方について ・児童相談所の一時保護所のあり方について
第8回	4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談部門のあり方について ・医療部門（小児科・整形外科）専門委員会の設置について
第9回	5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論について
第10回	7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機能のあり方について ①医師確保等について ②療育福祉センター発達支援部について
	6/7・6/24 7/13・7/28	医療部門（小児科・整形外科）専門委員会（4回開催）
第11回	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療部門（小児科・整形外科）専門委員会の報告 ・児童相談部門の取りまとめについて
第12回	9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書（児童相談部門）（案）について
第13回	10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書（児童相談部門）（案）について
第14回	12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書について ・障害児施設部門のあり方について
第15回	平成24年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設部門のあり方について
第16回	3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設部門のあり方について
第17回	5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所について
	7/4・7/24 8/8	分科会（3回開催） <ul style="list-style-type: none"> ・中央児童相談所に障害児部門を統合した後のあり方について ・両機関のより良い連携の方法及び市町村等との連携の方法について
第18回	9/19	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会からの報告 ・身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所について
第19回	10/31	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備について
第20回	11/27	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の取りまとめ
第21回	12/5	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の最終取りまとめ

○県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会
医療部門（小児科・整形外科）専門委員会

	開催日	概 要
第1回	平成23年 6月7日	<ul style="list-style-type: none"> 療育福祉センターの医療機能のあり方の検討について 在宅重症心身障害児(者)の現状について
第2回	6月24日	<ul style="list-style-type: none"> 在宅重症心身障害児(者)のニーズについて 療育福祉センターの医療機能の論点整理
第3回	7月13日	<ul style="list-style-type: none"> 障害児支援施策の見直しについて 関係医療機関等との役割分担
第4回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 医療部門(小児科・整形外科)専門委員会のまとめについて

○県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会分科会

	開催日	概 要
第1回	平成24年 7月4日	<ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所に障害児部門を統合した後のあり方 両機関のより良い連携の方法及び市町村等との連携の方法
第2回	7月24日	
第3回	8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会分科会報告書(案)について

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会設置要綱

(設置の目的)

第1条 県立療育福祉センター及び中央児童相談所について、複雑化、多様化する児童家庭問題に適切に対応するとともに、利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討するため、「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」(以下「考える会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 「考える会」は次の事項について検討を行う事とする。

- (1) 障害のある子どもとその保護者に対する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方
- (2) 児童家庭問題に適切に対応する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方
- (3) 身体障害者や知的障害者、発達障害者に対する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方
- (4) 医療機能のより良いあり方
- (5) 利用者のニーズに合った障害児施設等のより良いあり方
- (6) その他上記に付随する必要な事項に関する事

(委員の構成)

第3条 「考える会」は、委員15名で構成する。

- 2 委員は、障害児の保護者、社会福祉事業従事者、医療、教育及び市町村の関係者等のうちから地域福祉部長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 「考える会」には、会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、会務を統括し、「考える会」を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聞くことができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員で構成する分科会を設け、検討を委任することができる。この分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員その他専門的知識を有する者で構成する専門委員会を設け、検討を委任することができる。この専門委員会及び運

営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第7条 「考える会」の庶務は、地域福祉部障害保健福祉課及び児童家庭課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「考える会」の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は地域福祉部長が招集する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

第3条関係

「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の
今後のあり方を考える会」委員名簿

(50音順)

氏名	役職等
赤井 兼太	子ども福祉臨床研究室 主宰
泉本 雄司	高知医療センター精神科医長
上田 真弓	社会福祉法人ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長
小倉 英郎	独立行政法人国立病院機構 高知病院 副院長
加藤 秋美	元県立高知若草養護学校 校長
門吉 直人 H24.4.25～	高知市健康福祉部福祉事務所 所長
藤原 好幸 ～H24.3.31	
川崎 育郎	高知県立大学 名誉教授
杓野 一誠	高知県児童養護施設協議会 会長 (社会福祉法人同朋会 さくら園 施設長)
小松 成江	元高知県難聴児を持つ親の会 会長
曾我 高次	社会福祉法人高知県知的障害者育成会 顧問
田村 孝子	特定非営利活動法人高知県自閉症協会 副理事長
寺田 信一	高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門教授
徳弘 朋子	民生・児童委員協議会連合会 理事
中屋 久長	元学校法人高知学園 高知リハビリテーション学院長
南 守	社会福祉法人高知小鳩会 総括施設長

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会
医療部門(小児科・整形外科)専門委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会設置要綱(平成22年1月25日施行、以下「要綱」という。)第5条第4項の規定により設置する専門委員会(以下「専門委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 専門委員会は次の事項について検討を行うこととする。

- 1 重症心身障害児(者)に対する療育福祉センターの医療機能のあり方
- 2 その他、上記に付随する必要な事項に関する事

(委員)

第3条 委員は、会長の委嘱する10名以内の委員で構成する。

(座長及び副座長)

第4条 専門委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じてその他委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 専門委員会は、審議、検討した結果を「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」に報告しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、地域福祉部障害保健福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」
医療部門(小児科・整形外科)専門委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 等
阿部 孝典	高知赤十字病院 小児科部長
吉川 清志	高知医療センター 総合周産期母子医療センター長
◎ 小谷 治子	県立療育福祉センター 副センター長
武市 知己	独立行政法人国立病院機構 高知病院 医長
竹村 淳	重症心身障害児施設 土佐希望の家 コーディネーター
畠中 雄平	県立療育福祉センター 副センター長 (総括)
細川 卓利	高知大学医学部医学科 講師
松本 務	あおぞら診療所高知潮江 副所長
山川 晴吾	特定医療法人仁生会 細木病院 リハビリ・整形外科部長

※◎は座長

(役職名は専門委員会設置当時)

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会
分科会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会設置要綱（平成22年1月25日施行。以下「要綱」という。）第5条第3項の規定により設置する分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 分科会は、次の事項について検討を行うこととする。

- (1) 中央児童相談所に障害児部門を統合した後のあり方
- (2) 両機関のより良い連携の方法及び市町村等との連携の方法

(委員)

第3条 委員は、会長が指名する5名以内の委員で構成する。

(座長及び副座長)

第4条 分科会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長の指名により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会は、座長が招集する。

(報告)

第6条 分科会は、審議、検討した結果を「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」に報告しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、指名されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、地域福祉部児童家庭課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、分科会の組織及び運営に関する必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この細則は、平成24年6月18日から施行する。

県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会
分科会委員名簿

(50音順)

役職等	氏名
子ども福祉臨床研究室 主宰	赤井 兼太
高知市健康福祉部福祉事務所 所長	門吉 直人
高知県立大学 名誉教授	川崎 育郎
高知県児童養護施設協議会 会長 (社会福祉法人同朋会 さくら園 施設長)	沓野 一誠
社会福祉法人高知小鳩会 総括施設長	南 守